

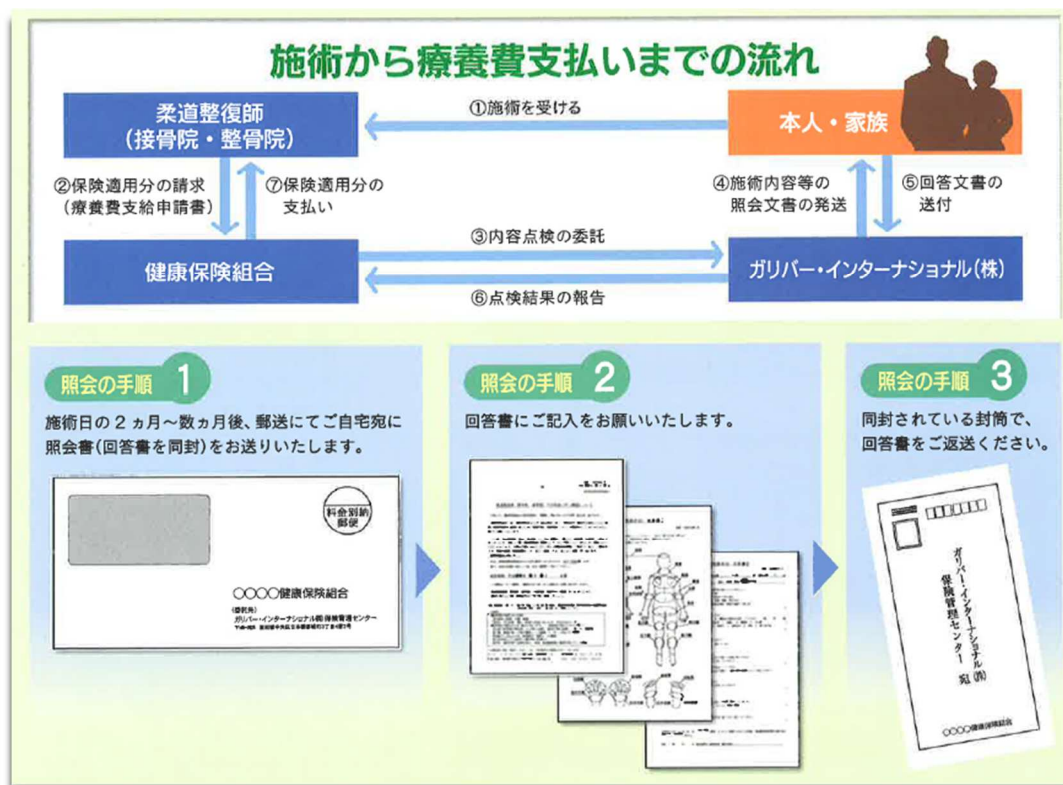
整骨院・接骨院での施術内容に関する確認調査（外部委託）について

当健康保険組合では、医療費適正化の取り組みの一環として、整骨院や接骨院で行われた施術が健康保険の対象（保険適用）であるかどうかの確認を行っております。

今年度より、この確認業務を専門の点検機関である「ガリバー・インターナショナル株式会社」へ委託することとなりました。つきましては、同社保険管理センターから照会文書が送付された場合は、期限までにご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、回答内容を含む個人情報については、個人情報保護法に基づき、当該施術内容の確認以外の目的には一切使用いたしません。

1. 対象者 当健保組合の被保険者及び被扶養者
2. 照会対象 整骨院及び接骨院で受けた施術が健康保険の適用基準を満たしているか確認が必要な場合
3. 照会機関 ガリバー・インターナショナル株式会社
同社保険管理センターからご自宅に照会文書を送付します。



問合せ先 オリジン健康保険組合
高木・松本 TEL048-762-3591

++++ 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方 ++++

身近にあり、比較的待ち時間が短い整骨院・接骨院は気軽に利用できる場所です。
しかし、健康保険でかかることのできる範囲が決められているのをご存知でしたか？
看板に健康保険取扱と表示されていても、適用されないケースもあるのです。

健康保険が使える場合

- 転倒打撲や、スポーツでの捻挫、重い物を持った時に生じた痛み等、外部からの要因による打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）（出血を伴う外傷は除く）
- 骨折・脱臼（応急処置の場合と医師の同意がある場合）

整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合

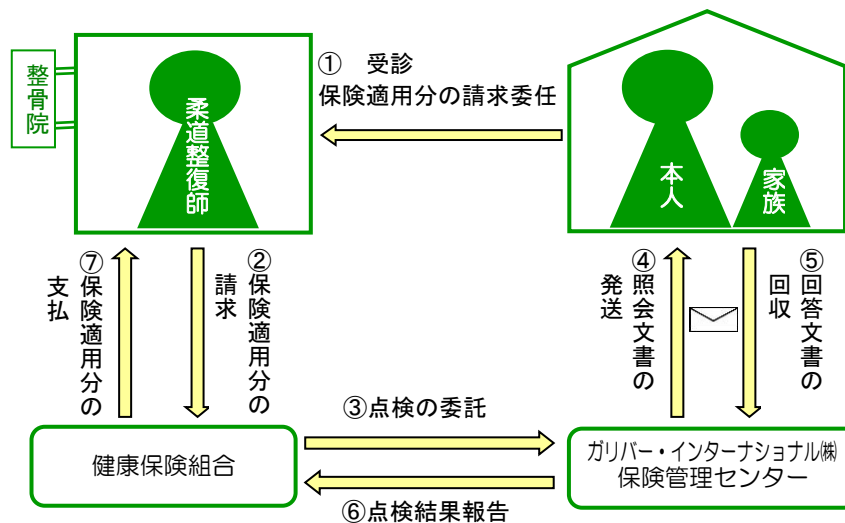
- 日常生活やスポーツ等での単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージなど
- リウマチや関節炎など内因性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状改善のない長期施術
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

●こんな場合にもご注意●

- 保険医療機関（病院、診療所等）で同じ傷病の同じ治療を同時に並行して通院すると、整骨院・接骨院の費用には保険が適用されません。
（整骨院・接骨院に通院していて検査のために病院に行くことはできます。）
- 同じ傷病の治療に同時に2ヶ所以上の整骨院・接骨院に通院している人も保険が適用されない場合があります。
- 健康保険は治療を目的としたものであります。施術が長期にわたる場合は、内科的要素も考えられますので、医師の診察をお勧めいたします。

施術内容を確認させていただきます。
照会文書は保険管理センターから送付します。

当組合では、医療費の適正化のために柔道整復師（整骨院や接骨院）での受診に伴う施術内容等の確認を実施しています。この確認は、当組合が点検機関（ガリバー・インターナショナル㈱保険管理センター）に委託して実施しています。点検機関から皆様に確認のための文書が送付されますので、回答期限までにご回答いただきますようお願いいたします。



ご自身で記入できるように必ず領収書を受取り、
施術内容を記録しておきましょう。
※領収書の無料発行は義務化されています。

柔道整復師に関する不明な点は、（平日 9:30~17:30）
保険管理センター 03-3661-3031 までお問合せください